

令和6年4月から義務化

BCP策定導入講習



開催日時

6月12日(月)

午前の部 10:00~12:00

午後の部 13:30~15:30

- ※ 春日井市介護サービス事業者講習会内にて開催。
- ※ 本講習は45分程度の内容となります。

会場：春日井市総合福祉センター 2階大ホール

介護業界におけるBCPの策定は、令和3年度の介護報酬改定で義務化されました。経過措置期間として3年の期間が設けられており、介護サービス事業所は、令和6年3月までにBCPの策定をしなければなりません。

本講習では、BCP策定未着手の事業所に向けてBCPの概要と作成にあたっての注意点等を整理してお話します。既にBCPを策定済の事業所においても実践に繋がられる内容に加え、BCPの前にやるべき防災計画（ハザードマップ）についても解説いたします。

どんなことに
注意して作
成するの？

非常時って
何がおきる
の？

平常時にし
ておくべきこ
とは？

BCPって今
あるのでは
だめなの？

本講習受講者の皆さま向けに非常時に必要な内容を項目ごとに整理したBCP策定のためのひな型及びハザードマップのひな型をご用意しておりますので活用いただければと存じます。（アンケートにて請求いただけます）



講師：あいおいニッセイ同和損害保険 愛知支店 地域戦略室 石田 尚之

当研修は、春日井市とあいおいニッセイ同和損害保険との連携協定事業の一環として実施いたします